

# 文部科学省の『生徒指導提要』における「教育相談」の検討

福田美智子\*・名島 潤慈

A Study of “Educational Counselung” in *Student Guidance Summary* by the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

FUKUDA Michiko and NAJIMA Junji

(Received August 8, 2011)

キーワード: 生徒指導提要、生徒指導、教育相談

## はじめに

2010年に文部科学省から『生徒指導提要』が出版された。生徒指導用の基本書が出されたのは、旧文部省が1965年に『生徒指導の手引き』を作成して実に44年ぶりである。この『生徒指導提要』には、これまでの実践、最新の情報、知見を踏まえる形で、生徒指導の内容が網羅的に盛り込まれている。また、生徒指導の意義と課題が明示されるとともに、学校における指導や対応に役立つものとして全体が構成されている。

ところで、『生徒指導提要』第5章「教育相談」（以下、「教育相談」と略す）は内容的に見て大変優れているが、ただ学校現場から見ると、検討すべき点がいくつかある。われわれのうち福田は教育相談担当教員としての、名島はスクールカウンセラーとしての経験が長い。本稿では、「教育相談」をより学校現場で役立つものにするために詳細に吟味してみたい。

## 1. 生徒指導と教育相談との関係性

「教育相談」における生徒指導と教育相談についての考え方は表1にまとめた。

表1 『生徒指導提要』第5章「教育相談」における生徒指導と教育相談

	生徒指導	教育相談
定義	生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指した教育活動である。	教育相談とは、児童生徒それぞれの発達に即して、好ましい人間関係を育て、生活によく適応させ、自己理解を深めさせ、人格の成長への援助をはかるものである。
働きかけの対象	集団（結果として個の変容）	個
目的	問題行動に対する指導。 学校・学級の集団全体の安全を守るための管理や指導。	児童生徒に問題行動を自分の課題として受け止めさせ、問題がどこにあるのか、今後どのように行動すべきかを主体的に考え、行動につなげるようにする。

われわれから見ると、この生徒指導と教育相談についての考え方には、2つの検討すべき点があるように思える。それは、①働きかけの対象と②目的である。

まず、①の働きかけの対象について。「教育相談」では、「生徒指導は主に集団に焦点を当て、行事や特別活動などにおいて、集団としての成果や変容を目指し、結果として個の変容に至る」「教育相談は主に個

\*山口大学大学院教育学研究科学校教育専攻学校臨床心理学専修

に焦点を当て、面接や演習を通して個の内面の変容をはかろうとする」云々と述べられている。

しかしながら、学校における生徒指導と教育相談の役割を考えると、働きかけの対象は生徒指導も教育相談も、いずれも個と集団となろう。ただし、働きかけの対象の重点は、生徒指導と教育相談とでは異なってくる。つまり、生徒指導の働きかけの対象は、個に焦点をあてつつも集団をより重視し、一方、教育相談の働きかけの対象は、集団に焦点をあてつつもより個に重点をあてることになる。

次に、②の目的について。「教育相談」においては、生徒指導のねらいは、「問題行動に対する指導と集団の安全を守るための管理・指導」と述べられている。そして、教育相談のねらいは、「児童生徒に課題意識をもたせ行動の改善につながるように主体的に考えさせること」と述べられている。つまり生徒指導は、集団の安全を守ることを目的とし、一方、教育相談は児童生徒に問題について主体的に考えさせることを目的としている。

ところで、この目的について考えてみると、生徒指導の目的には、問題行動に対する指導と集団の安全を守るための管理・指導以外に、児童生徒の自己統制力の育成が含まれるのではないだろうか。というのは、児童生徒の自己統制力を育てることは、問題行動を未然に防ぐことになるからである。

次に、教育相談の目的には、児童生徒に問題について主体的に考えさせるということ以外に、児童生徒の自立を促すような支援を行うことが含まれるのではなかろうか。というのは、児童生徒の自立を促す支援は、児童生徒の生きる力、つまり将来社会人として生活していく基本的な能力を育てることになるからである。

以上のことをまとめると表2になる。

表2 生徒指導と教育相談についてのわれわれの考え

	生徒指導	教育相談
働きかけの対象	個にも焦点をあてるが、より集団を重視する	集団にも焦点をあてるが、より個を重視する
目的	①問題行動に対する指導。 ②学校・学級の集団全体の安全を守るための管理や指導。 ③児童生徒の自己統制力の育成。	①児童生徒に問題行動を自分の課題として受け止めさせ、問題がどこにあるのか、今後どのように行動すべきかを主体的に考えさせ、行動につなげるようにする。 ②児童生徒の自立を促すような支援。

## 2. 学校における教育相談の利点について

「教育相談」においては、学校における教育相談の利点として、①早期発見・早期対応が可能、②援助資源が豊富、③連携が取りやすい、という3つがあげられている。

しかしこの3つ以外に、さらに2つの利点をあげることができよう。1つ目の利点は、日常的に教員同士が児童生徒の情報を共有することが可能であることである。つまり、学校における教育相談の利点として、教員間の連携によって児童生徒の情報を共有することができ、それが問題の早期発見・早期対応につながるということである。

2つ目の利点は、学校では一人の生徒に対してさまざまな教員が多種多様なかわりを持つことができ、その生徒を多面的にとらえることができる点である。例えば担任が気づかない問題があっても、学年主任や生徒指導、教育相談、養護教員などがそれぞれの立場から生徒と関わり、生徒の問題を多面的に理解することによって、よりよい支援をすることができるという点も、学校における教育相談の利点と考えられる。

## 3. 教育相談体制の構築

### 3-1 体制づくりの前提

生徒指導體制のなかでの教育相談の体制づくりの前提について、「教育相談」においては、「教員が児童生徒一人ひとりと向き合うことが可能となるような時間の確保とその条件整備が求められる」と述べられている。さらに、「この条件整備のためには、教育行政の具体的施策が必要なもの、校長のリーダーシップの下、全教職員が一体となって取り組むべきもの、教員一人ひとりの努力が求められるものなどに分かれる」と述べられている。

学校現場では、教育相談体制作りの前提について検討することが教育相談体制を確立する基礎となる。しかし学校現場においては、教員が児童生徒一人ひとりと向き合うことが可能となるような時間を確保することは、実際には大変むずかしい。時間の確保を実現するためには、教員の勤務体制の見直しと改善を行うことが必要となる。これを具体的に言えば、①教員数を増すこと、②1クラスを少人数制にすること、③教員の仕事の役割分担を今以上に明確にすることが重要となる。ちなみに、③について補足すれば、役割分担といっても単なる紋切り型の役割分担ではなくて、教員組織がうまく協働できるような役割分担が必要となる。そのためには、各教員一人ひとりの個性や特性を生かして仕事ができるような役割分担でなければならない。

### 3-2 教育相談の体制づくり

「教育相談」において、「教育相談の機能が発揮されるためには、学校が一体となって対応することができる校内体制を構築し、かつ、整備していくことが必要であり、何よりも、教育相談に対する教員一人ひとりの意識を高めていくことが重要である」と述べられている。

しかし学校現場においては、教育相談に対する教員一人ひとりの意識のあり方はかなり異なっている。学校が一体となって対応することができるような校内体制を構築することは容易ではない。そこで、教育相談機能を発揮する体制作りに必要となるのは、校長と教育相談担当教員のリーダーシップである。さらに、外部機関との連携も含めて、チームとしての教育相談の体制を構築する必要がある。それにはまず、校長のリーダーシップの下で、校務分掌に教育相談を位置づけた組織的な支援体制を作り、教育相談担当教員が中心となって積極的に教育相談の体制づくりを行うことが望ましい。

学校において校長のリーダーシップが発揮されるというのは、校長が学校経営に関する方針を明確にしたり、研修会での確かな助言・指導を行ったりすることを通して、明確な方向性を示すことである。校長の方向性が明確であると、教員はどのような観点から教育活動を行えばよいのか、何を期待されているのかが分かりやすく、結果的には、教育活動の連携や体制作りが促進され、教員のモチベーションの向上にもつながるのではないかと思われる。

次に、教育相談担当者のリーダーシップが発揮されるには、教育相談の定着を保障するような管理職の方針を確立する、教育行政による教育相談の担当者像を明瞭にし、教育相談担当者の活動内容の枠組みを確立するといったことが考えられる。

### 3-3 組織的な教育相談について

「教育相談」においては、組織的な教育相談を行うためには、①確立された教育相談の組織づくり、②教育計画全体のなかに位置づけられた教育相談の計画の立案、③教育相談の研修の充実、④教育相談の評価活動の4点が述べられている。このなかで特に検討したい点は、③の教育相談の研修の充実についてである。

「教育相談」においては、校内教員研修に注目して、校内教員研修を充実させることが重要であることが述べられている。しかし、われわれとしては、これのみでなく、学校外での教員研修の充実についても検討してみたい。

学校外の教員研修としては、①教育委員会等が主催する研修、②大学への長期研修、③大学院派遣制度があげられる。まず、①の教育委員会等が主催する研修では、講師を招いて講義を受け専門的な知識を深めたり、演習を行って実践的なスキルを身につけたりするなど、多くの教員が研修を深める場となっている。

次に、②の大学への長期研修制度では、半年ないし1年単位で学校現場を離れて、大学で専門的な知識を学び研修を深めることができる。この長期研修制度の意義について、実際に長期研修を経験したある教員(中学校国語教師、40代)は以下のように述べている。

「半年間はとても短くあっという間で、自分の研修の方向性を決めるだけで時間がかかり、思うほど研修を深めることができなかった。しかし、学校現場では時間の余裕がなく実践のみであったが、長期研修の半年間で教育相談のみならず、教育そのものの考え方が変わり、教育に関して多くの視点をもてるようになり視野が広がった。現在、学校現場に戻り、一教員として働いているが、長期研修の前と後では、明らかに教員としての姿勢に違いがある。学校現場で毎日を過ごす今、長期研修の意義をしみじみと感じている。多くの生徒に対して、学んだことを活かしたいと考えている。機会があれば、今後さらに研修を深めたい。」

この言葉からうかがえるように、大学への長期研修は、学校現場から離れることにより学校教育を見直し専門的な知識を学ぶことができるという点において大変有効であるといえよう。

また、同じく長期研修制度で半年間の長期研修を経験したある教員（小学校教諭、40代）は以下のように述べている。

「個人的には大学に研修に行くことによって、学び直しができた。現在は、学校現場に復帰していて、大学で学んだことを還元しなければいけないという思いで、教育相談にかかわっている。大学で研修したことによって、教育相談関係の人とのつながりができたことは、大変役立っている。また、長期研修中には、学部の授業も受講することができ多方面で勉強することができた。大学で研修している時には、学校現場に復帰しても勉強しつづけようと思っていたが、現場では日々忙しくて勉強できないのが実情である。例えば20年間学校現場で働いた教員は、誰でも大学で研修ができるという制度があるとよいと思う。また、研修の期間について、半年間では短すぎる。研修期間がもう少し長ければ、現場で役立つ実践的な研修を、深く学ぶことができると思う。」

この言葉からうかがえるように、長期研修は、今までの知識を学び直す機会になるという点、教育相談関係の人とのつながりができるという点において有意義だといえる。しかし、学校現場で役立つ実践力を身につけるには半年間の研修期間では短すぎるという指摘があった。

次に③の大学院派遣制度の意義についてある教員（養護教員、40代、修士課程2年生）は以下のように述べている。

「今、大学院では学校臨床心理学を専門に研修していて、とても充実している。大学院や附属臨床心理センターでの研修は言うまでもないが、週2日の県のふれあい教育センターへの派遣は、より実践的で活用度が大きい。実際にケースを担当することによって、確実な実践力を身につけることができる。このような大学院への派遣制度は、総合的に大変有意義であり、よいシステムだといえる。われわれ教員が求めれば、得るものはとても大きい。学校現場に戻ったときに必ず役に立つという確信がある。」

この言葉からうかがえるように、大学院派遣制度は、専門的な知識を深めると共に、実践力を身につけるという点において、大変有意義な研修制度であるといえる。

## 4. 教育相談の進め方について

### 4-1 学級担任・ホームルーム担任が行う教育相談

「教育相談」においては、「学級担任・ホームルーム担任として教育相談を行うためには、①問題を解決する、②問題を未然に防ぐ、③心の発達をより促進する、などのスキルが必要である」と述べられている。

ただし、このようなスキルを身につける前に学級担任として大切なことがある。それは、学級内の生徒に積極的に声をかけ、できるだけ生徒と同じ視点をもつこと、また、生徒のわずかな変化も見逃さないように、生徒をよく観察する姿勢が大切である。

### 4-2 教育相談担当教員が行う教育相談

「教育相談」においては、「教育相談担当教員の役割としては、①学級担任・ホームルーム担任へのサポート、②校内への情報提供、③校内及び校外の関係機関との連携調整、④危機介入のコーディネーター、⑤教育相談に関する校内研修の企画運営、⑥教育相談に関する調査研究の推進などがある」と述べられている。

このなかで、われわれが検討したい点は、③の校内及び校外の関係機関との連携調整についてである。なかでも特に校内の連携調整について検討したい。

「教育相談」においては、「個々の教員が直面する問題が深刻な場合や学級や学年を超えて広範囲に展開している場合に、学年教諭を始め管理職、生徒指導担当、特別支援教育コーディネーター、不登校問題担当、養護教諭、スクールカウンセラーなどへとつなぎ、連携をはかる」と述べられている。たしかに学校現場においては、生徒の抱える問題の多くは、教員が連携を取ってチームとして支援を行う必要がある。

しかし、教育相談担当教員の役割のなかで最もむずかしいのは、校内での教員間の連携を図ることではなからうか。特に生徒の問題行動に対応する際には、生徒指導担当教員と、教育相談担当教員とは、互いに意見が対立し、なかなか共通理解が得られないことがある。ややもすれば、生徒指導担当教員は学校全体の安全や管理を目的とするので、生徒に対して管理的・訓育的な立場をとり、生徒との関係も権威・服従となりやすい。一方、教育相談担当教員は問題について生徒に主体的に考えさせることを目的とするので、受容的・共感的立場をとり、生徒との関係も迎合・依存となりやすい。そして、このような違いから、生徒指導担当教員と教育相談担当教員との相互理解はむずかしい面がある。

では、生徒指導担当教員と教育相談担当教員との連携を図るために、何が必要なのだろうか。

まず考えられることは、普段からこまめに両者間で生徒の情報交換を行うことである。つまり、ごく小さなことでもそれぞれの教員が持ち得た生徒の情報を交換する時間と場所を設け、その情報を共有し合い支援の方向性について検討することが大切である。

次に、生徒指導担当教員と教育相談担当教員がそれぞれの立場と両者の関係性を理解することである。つまり、それぞれの立場からお互いの役割を認識し、認め合うことである。ただしそのためには、教育相談担当教員はカウンセリングによって生徒をよりよい方向へと導くことができるといった、教育相談の必要性を明示することが重要となる。

最後に、生徒指導担当教員と教育相談担当教員とがお互いに信頼関係を深めることである。そのためには、会話の時間を増やすこと、約束を守ること、相手の立場になって考えてみるといったことが大切であろう。そうすることによって両者の連携が深まり、教員がチームとして機能し、方向性をもった支援体制が確立されることであろう。

## 5. まとめ

『生徒指導提要』のなかの第5章「教育相談」を検討した結果、学校現場における留意点として、以下の7点が示唆された。

①生徒指導の働きかけの対象は、個に焦点をあてつつも集団をより重視し、一方、教育相談の働きかけの対象は、集団に焦点をあてつつもより個に重点をあてる。また、生徒指導の目的は、問題行動に対する指導と集団の安全を守るための管理・指導以外に、児童生徒の自己統制力の育成がある。一方、教育相談の目的は、児童生徒に問題について主体的に考えさせること以外に、児童生徒の自立を促すような支援を行うことがある。

②学校における教育相談の利点として、①早期発見・早期対応が可能、②援助資源が豊富、③連携が取りやすいという3つが挙げられているが、それ以外のものとして、日常的に教員同士が児童生徒の情報を共有することが可能であるという点と、学校では一人の生徒に対してさまざまな教員が多種多様なかわりを持つことができ、その生徒を多面的にとらえることができるという点が考えられる。

③教員が児童生徒一人ひとりと向き合うことが可能となるような時間の確保を実現するためには、教員数を増加すること、1クラスを少人数制にすること、教員の仕事の役割分担を現在以上に明確にすることの3点が重要になる。

④教育相談機能を発揮する体制作りには、校長と教育相談担当教員のリーダーシップが必要になる。

⑤組織的な教育相談を行うためには、教員に対する教育相談の研修を充実することがあげられる。その場合、校内で行う教員研修の充実も大切なものではあるが、校外での教員研修、それも特に大学や大学院での研修の充実は、教員にとって教育相談の知識と技術を習得する大変有効な機会となる。

⑥学級担任・ホームルーム担任が行う教育相談では、生徒の内面を重視しようとする姿勢が重要となる。

⑦生徒指導担当教員と教育相談担当教員との連携を図るためには、普段から両者間で生徒の情報交換を行い、生徒指導担当教員と教育相談担当教員がそれぞれの立場と両者の関係性を理解すること、またお互いの信頼関係を築くことが重要なポイントになる。

## 引用文献

文部科学省（2010）：生徒指導提要 教育図書